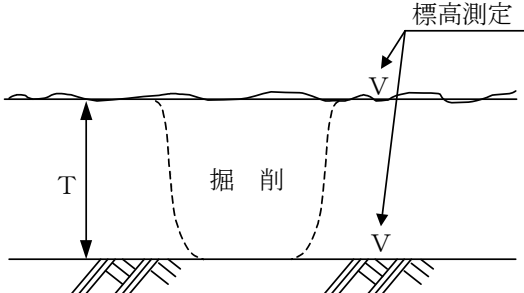
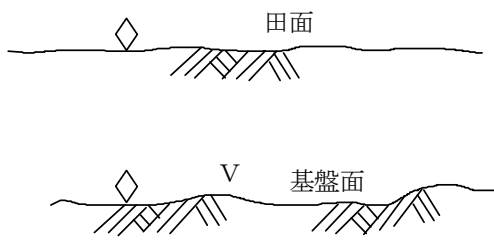
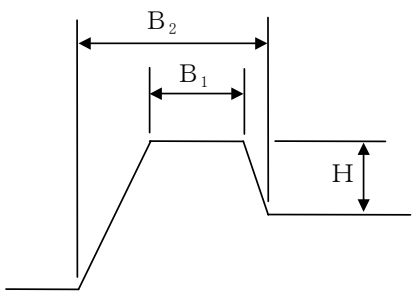
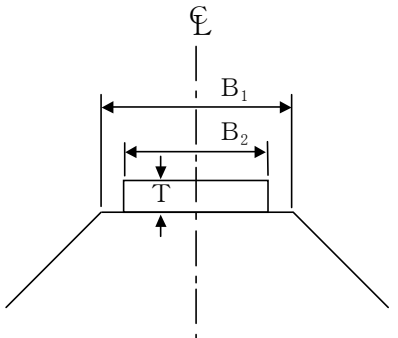


工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	畦畔復旧	幅(B)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね200m につき 1 箇所の割合で 測定する。 施工延長を示さない場 合は、1 耕区につき 1 箇 所の割合で測定する。
		高さ(H)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	
	道路工 (砂利道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50mにつき 1 箇所の割 合で測定する。 支線道路は、施工延長お おむね 200mにつき 1 箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は、基盤整地後と表土埋戻後に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 農道工事」を適用する。